

ら防災力を身に付け、防災に主体的に参加することを通じて安心安全のまちづくりに参加する事業を展開してきた。行政現場では「健常な人への対策なら充分に出来ていない段階ですから、障害のある方のことではまだこれから…」との発言もあったが、障害のある人びとの防災力を伸ばすことができれば、それは多くの地域住民とも共有できる方法である可能性が高いと推測し、重度の精神障害を持つ人々との避難訓練に特に力を注いだ。

精神障害の中でも幻覚や幻聴、妄想などを伴う統合失調症を持った人々によると、疲れやすい、考えがまとまりにくい、孤独に陥りやすい、依存しやすい、勘違いしやすいといった困難があると言う（浦河べての家 2005）。避難訓練を行なうにあたり、初めて地域生活拠点からの避難について知的な理解を求めるることはあまり現実的ではない。どのような状況が身の危険性に陥る状況であり、どこへ、どのように逃げることが安全性の向上につがるのか、地震速報や津波警報も日常的に喇叭でいる生活用語と異なり、集中力が保ちにくいいひとつづつ理解が難しいからである。防災の取り組みを始める前、浦河べての家の多くの家庭でも、危険だと神経障害者・知的障害者たちは津波注意報が聞こえてても、危険だと思わなかつたり、危険だと思つてもどうしたらいいかわからずオロオロしていたという（2009.02.06 浦河べての家職員）。

精神障害を中心とした福祉施設、社会福祉法人浦河べての家では、SST (Social Skills Training) という生活技能訓練を活用している。SST のプログラムでは、障害を持つ人の生活や窮屈の苦労、そしてその背景にある認知や行動上の苦労を課題として挙げ、模範的な活動であり、このプログラムを通して、成員間のコミュニケーションを練習している。参加者は、苦労を経験した人々の気持ちや状況について、正のフィードバックを行い、時にはコミュニケーション・スキルのモデリングを実演する。これは自分たちの生活課題をテーマとして取り上げ、仲間たちと話し合い、各人が対処方法を組み出そうとする極めて実践的な活動であり、このプログラムに参加する成員たちに、「不安があつても『华べばいい』『練習すればいい』」「研究すればいい」という共通認識を確立させるものである。この考え方を取り入れ、浦河べての家の防災事業では、事前に津波の危険性についての知識と安全確保のポイントを明確にした上で、防災も「練習すればいい」、「非日常なことではなく、日常生活の一部として組み込めばいい」というスタンスで取り組んだ。

### 3. 避難場所の選定から避難訓練の準備まで

まず過去の資料より、浦河町や日高地域に到達する津波の最大高さと、町内への最短の到達時間を国立障害者リハビリテーションセンター研究所が試算し、モデルを作成した。それによると、浦河町に来る津波は最速で 4 分で到達し、最高で 8m の高さとなると予測された。そこで精神障害者や知的障害を持つひとへの情報提供時において、津波地盤や津波の特徴をやなせたか氏の「つなみマン」などを用いた DAISY で分かりやすく伝え、津波からの避難訓練として 4 分で標高 10m のところまでいけば、津波から自分の命を守れるということを確認した。安全な場所について知識を共有した後は、日中活動場所や住居の成員皆で、大きな

地図を見ながら、実際に住んでいる住居、避難する道筋、避難場所を確認した。多くの障害者たちが、自分の住居からどこに迷けたらいのが真剣に話しあった。こうした図上訓練を経て、標高 10m 以下の家の日中活動場所・共同住居の避難訓練を実施した。

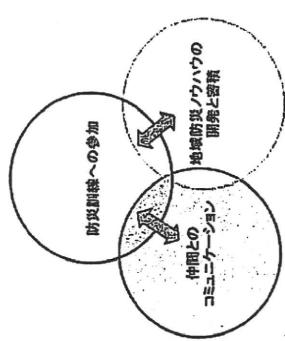
統合失調症を持つあるメンバーは、「みんなでわたりたいと避難経路を確認しながら、ちょっとビックニック感覚で『ここが 10m だよ』とか言いながら歩いていたら、意外と高い所に簡単に来られることがわかつた。日頃から体験しておくとスタッフのいない夜中に迷子がないといけなくなつても、こう行けばちゃんとわかれば安心。」と述べている（2006.9.9 ニューベートする施設長 滝水里香氏）。普段行なっている SST のプログラムのように、災害の特性や避難の重要性を分かりやすく学び、実際に避難訓練をして体で学習していくうちに、災害との付き合い方が分かること、仲間と一緒に行動していれば安全だということを分かってくることが徐々に明らかになつた。

### 4. 防災事業の 3 領域

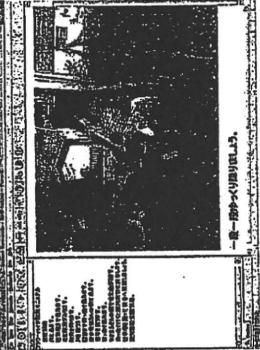
浦河べての防災事業は「仲間とのコミュニケーション」「地域防災ノウハウの開発と蓄積」「防災訓練への参加」の 3 領域で構成されている。これらの 3 領域は独立して展開していくものではなく、それぞれの活動が連動することで、はじめて地域で暮らす精神障がい者の安全を確保できると考えている。いきなり夕営の世界にいる人に対して、安全に施実に避難できるような援助や練習をすることは難しい。だからこそ、日常的なかかわりの中で、たくさんの種類と量のコミュニケーションを経験しておくことが大事なのである。一緒に勉強したり研究したりすることで仲間との接点ができるれば、防災を通じて現実感を取り戻すきっかけを見つけることができるかも知れないし、そういうつながりを持つていればいざといふときどうすればいいか避難段段も増えていることが明らかとなつた。トータル的な支援やコミュニケーションを伸ばすことなどが障害さんの世界にいるメンバーが現実感を強めたり、普段の支援を光らせ、いざというときに安全を確保できる可能性を底上げしていたのである。

### 5. 分かりやすく、使いやすい情報—DAISY 避難マニュアル

統合失調症を抱える人ひとの困難を踏まえて、精神障害や知的障害を持つひととの自動の力を伸ばす防災活動では、情報を提供方法において次のような工夫が必要であることがわかつた。



- ニースに配慮したわかりやすい情報、2) 要点を手順にまとめる、3) やさしい言葉で描く、4) 地域の写真や知っている人など身近なものを登場させて、関心を持ってしまう、5) 「こうすれば安心」が伝わる内容で示す。
- 本研究チームでは、被災者への情報支援として開発されたDAISYというソフトを用いて、精神障害や知的障害を持つ人びとに使いやすい避難マニュアルを提供する試みを行なった。



浦河べてるの家の協力のもと、本事業のDAISY 避難マニュアルでは、若避難書研究者（スティーブン・ショア氏）が開発・活用しているパワーカードや、浦河べてるの家の「ぱぴぶぽ通信」を見られる共通点を参考とし、内容は練めるもので、かつ要点が手短かにまとまっているものを作成した。撮影する写真には、自分たちの住居や生活で使っている道路を背景に、避難時に注意する看板や信号が写され、留意点や方向指示が身近な精神障害を持つ人の声で聞けるようにした。情報の中には津波の危険性を示すもの含まれているが、総体として災害は怖いというメッセージを伝えるのではなく、「こうすれば安心」というメッセージを強調した。

DAISY 避難マニュアルは、精神障害や知的障害を持つ人びとによって作成可能ないように毎回研修を行なつており、写真撮影のモデルには当該住居の入居者になつてもらった。このことで、作ったものを避難訓練に参加する人に見てもらうことと、コメントを受けてすぐに改良することが達成するようになった。結果的に「全ての人にとってわかりやすい」避難マニュアルに近づくことになった。

6. 障害当事者によるニーズの洗い出しと、防災グッズの選定  
避難訓練を実施した共同住居では、事前のミーティングにて「いざというとき幻聴が現れペニックになるかも知れない」「眼鏡が必要だけど、起きられないかも知れない」など、障害を抱える人びとがそれぞれ漠然と抱えていた不安を話し合い、共通のテーマとして取り組むことを再確認することことができた。また、統合失調症と糖尿病を併発している女性が、非常に用いられるようにと自身の非常持ち出し袋に、薬と低血糖対策にガムシロップを用意していた。彼・彼女たちがそろえた防災グッズはいずれも 100 円ショップで 8 割がた準備されたものだった。

7. 防災事業として達成できしたこと  
2006 年度からの総務的な防災事業への取り組みにより、各住居および日中活動拠点、合計 11 ヶ月から、夏季・冬季ともに避難訓練を実施することができた。こうした避難訓練を通して達成できたことは、次の 6 点である。1) 支援職員が駆けつけるのではなく、住んでいる当事者メン

バー自身の力で安全に避難したこと、2) 障害当事者たちが本当に真剣に参加したこと、3) パーキンソン症の症状があり、自力での歩行が困難なメンバーを中心の一歩团结したこと、4) 一部の共同住居では冬夜間の避難訓練を実施し、最も過酷な条件下で、多少時間がかかるが自分たちで逃げることができると体験したこと、5) 日本語が不自由な海外からの発達障害者で、腰痛のため車椅子を利用していた見学者とともに、冬期の避難訓練を、障害当事者のみで実施でき、日中活動拠点でも職員が逃り難くとも速やかに避難できることを体験したこと、6) 文字通り地域の機能を演じて、警察・役場からも楽しめることが実験されたこと。

要援護者が主体的に取り組む防災事業を達成するための要件については、次の 5 点が抽出された。  
 1) 避難訓練のシミュレーションと避難場所、避難経路を明確に示す、2) 事前準備として避難マニュアルを DAISY にて作成する、3) 避難訓練の確認や避難マニュアルの作成には、必ず要援護者が主体的に取り組むための要件について、4) 皆でわいわいと楽しく避難訓練を行う、5) 各人とのコミュニケーションを大切にする。

精神障害、および発達障害傾向のある人びとは、外部状況に応じた筋道が変な行動や判断が難しいといわれているが、事前に、非常時にどうなるのか体型型の学習を行ない、その防災事業が継続性を、皆で楽しむという要領を含めて保つことで、精神障害を持つ人びとが主体的に参加する防災事業が達成できただと言える。

8. 今後の課題、地域住民との交流  
本研究チームの事業には、障害を持つ人びとの主体的な防災事業への参加を、一般の地域コミュニティでの防災事業と接合するという目的がある。要援護者による要援護者のための防災事業は達成可能であるという仮説が立てられた。統合失調症を持つ人びとや発達障害傾向の強い人々の中には、年齢的に若く、体力が十分備わっている人がいる。彼・彼女たちは、平時の心持でいることができれば災害時には頼りになる人材である。2008 年の避難訓練では、浦河べてるの家の活動拠点が所在する自治会に協力を願い、自治会との合同避難訓練を実施した。このとき、統合失調症を持つ若い 30 代の男性たちが、高齢者の車椅子を押すことが試みられた。現金ながら、実際に高齢者の避難を手助けすることはできなかつたが、地域住民たちに若い人材が平日も近所にいることを周知するには十分だった。2009 年には、8 自治会合同の頭上訓練に約 10 名の精神障害を持つ人びとが、一泊避難所体験には統合失調症を持つ男性 3 名が、地域の方々とともに参加した。地域の方々にとっても、精神障害を持つ人びとにとっても、直接同じ場を共有し、一晩何事も無く過ごせた体験は非常に一次避難所へ向かったときの不安要素を少なくし、安心できるところがあるという経験を得るという成果につながった。

避難所での生活については、避當方法や安否確認、情報伝達方法について検討すべき課題は多いが、共に地域防災活動の扭い手であることを確認することができる。今後の課題としては、大規模災害時において外部からの救援は難しくその地域内での対応が必要となる時期（3 日から 1 週間程度）に、行政、医療機関、福祉施設等の関連機関並びに住民が備えるべき事項についての要件を明らかにし、一時避難後・長期避難生活移行前のプロトコルを作成することである。

なおかつ、避難所における資源配分の優先順位について、自治体、福祉施設、地域住民のほか、障害を持つ人びとも主体的に参加し、より広い範囲の参加者によつてコンセンサスを確立することである。

注1：浦河べてるの家の、日中活動拠点及び共同住居で、海拔10メートル以下の場所にある各活動拠点(3ヶ所)・住居(8ヶ所)からの避難訓練の手順は、以下の通りである。

事前の準備
①、避場所を選ぶ 避難場所の条件として、それぞれの活動拠点や住居から4分以内で辿り着け、標高10メートル以上の場所であること、かつ冬期には十分に高いところを伝て間房のある建物に辿り着ける場所が望ましい。
②避難場所までの経路を確定する
③に基づいて、各々の活動拠点・住居から避難場所までの経路を確認し、メンバー自身が歩いて確認する。その結果をDAISY技術を用いて避難マニュアルを作成し、理解が困難なメンバーにも理解できる形で提供する。
④避難訓練では、DAISYの避難マニュアルを見て経路を確認する。 また、該当地域の自会、商店会等への呼びかけを行い、避難訓練を実機として、地域での結びつきを強めるこことをめざす。
⑤共同住居ごとに避難に座席や荷物の状態にも配慮した防災グッズを備える。
手順
①その日の設定・テーマを確認する（SST方式） ②「防災みんな体操」で体をほぐす ③地図で避難経路を確認する ④先頭・最後・車椅子を押す人・防災グッズを運ぶ人・帳中電灯をもつなど役割を確認する ⑤合図と共に避難開始 ⑥避難中はできるだけ記録をとる（ビデオ・写真） ⑦10メートルの高さに遡る時間を計り、10m 地点を通過するがポイントを声を掛け合いかながら確認する ⑧避難場所で集合し、集合写真をとる ⑨戻って振り返りをする：よかったこと、苦労した点、もっとよくする点

参考文献　浦河べてるの家 2005『べてるの家の「当事者研究』医学書院

#### 謝辞

本研究開発にご協力いただいた浦河町役場、浦河べてるの家、浦河町東町地区および東地区自治会の皆様に深く感謝いたします。なお、本研究開発は平成20・21年度 厚生労働科学研究補助金（地域安全・危機管理対策総合）、浦河べてるの家による地域防災事業は平成19・20年度 厚生労働省障害者福祉推進事業補助金によりなされました。

# 災害時要援護者対策におけるユニバーサルデザイン と合理的配慮

——ハワイ州のInteragency Action Planの概要と実践から——

八 卷 知香子<sup>\*1</sup>, 望月 美栄子<sup>\*2</sup>

——ハワイ州のInteragency Action Planの概要と実践から——

八 卷 知香子, 望月 美栄子

**要旨：**障害者や高齢者など、災害時要援護者対策の重要性が認識されつつあり、情報の収集や声かけマップの作成などの取り組みが少しずつ進められ、医療・福祉関係者の協力が強く求められる分野である。本稿では、障害者の権利を尊重するため、その実践例として参考となるハワイ州の取り組みを検討した。ハワイ州の取り組みは、Interagency Action Planとして防災計画を策定する段階から当事者団体の参画があり、結果として、ユニバーサルデザインと合理的配慮の双方の観点を備えた計画が進められているものと考えられた。わが国の自治体での取り組みに応用できる仕組みであると考えられた。

**Key Words:** 災害時要援護者, ユニバーサルデザイン, 合理的配慮, Interagency Action Plan, ハワイ

体制の整備、災害時要援護者情報の共有、避難支援計画の具体化、避難所における支援、関係機関等の間の連携を課題とし、自治体への取り組みを促す、具体的な対策についての手引き（中村ら2006）の作成などの対策が進められている（内閣府（防災担当）災害応急対策担当2008）。そして、このガイドラインを受けて、全国の各自治体で近年の阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの大地震においても、高齢者や障害者などの要援護者の権利は相対的にきわめて高い割合を占めており（総務省消防庁2009）、要援護者は状況や障害に応じた手立ての必要性が認知されている。災害時の要援護者支援に関する国の方策では、2005年に内閣府において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が策定され（災害時要援護者の避難対策に関する検討会2006）、情報伝達における課題として認識し、対応することが求められている課題である。しかし、実際には市町村の総務課等が担う防災に関わる事業には医療や社会福祉の専門家が積極的に関わる事例は少なく、今後の積極的な貢献が望まれる分野であると考えられる。よって本稿では、要援護者の防

2010年7月28日受付 / 2010年11月16日受理

\*1 YAMAKI Chikako  
国立がん研究センターがん対策情報センター

\*2 MOCHIZUKI Mieko  
東京大学大学院医学系研究所

\*1 E-mail : cyamat@ncc.go.jp

災に取り組むにあたって基礎となるべき方向を示したうえで、防災の担当部署と福祉部門が連携して取り組んでいる米国ハワイ州の事例に着目し、その取り組みを紹介したい。

この定めるガイドラインでは、災害時要援護者の支援の基本は、自助・共助である（災害時要援護者の避難対策に関する検討会 2006）。地域全体が被災する地震などでは、警察・消防・役場などの行政職員自身も被災者であり、また行政機関も被害を受けていることが多い、迅速な救急出することは難しい（伊藤 2008）。また、そもそも警察・消防・役場などの行政職員の数と要援護者を抱える世帯数の割合を考えると、行政職員のみによる要援護者全世帯の数出は不可能である、すなわち、迅速な避難が必要とされる状況下における一次避難ならびにそれに続く二次避難は、遠方から駆けつけてくる行政職員による救助が期待できず、普段から近くにいる自分の家族、近隣住民による自助・共助が重要なのである。すなわち、現実的な災害時要援護者対策を考えるうえでは、地理的・時間的な制約から、近隣住民同士の助け合いに要援護者対策が組み込まれることが不可欠なのである。

しかしながら、一般市民に対する防災計画のなかに、自助・共助に要援護者対策が十分に組み込まれた実践例はほとんど報告されていない。2007年以内閣府の検討会がまとめた資料（災害時要援護者の避難支援における福祉と防災の連携に関する検討会 2007）では、いくつかの先進事例は挙げられているものの、地域に住む要援護者すべてを包含する形での防災対策が明確に目指されている地域は少數にとどまる現状が指摘されている。

近隣住民の互助による要援護者対策を考える場合、助ける側、助けられる側という二分法は適切ではない。緊急避難時においては、平常時ににおける要支援者以外でも被災によってけが人や病人は増え、その人たちを含む共助が成り立つ必要がある。すなわち、より要援護者が増えた環境下においても、共助が可能となる環境づくりこそが重要なのである。

一方、すべての要援護者に応じる防災計画を実現するためには、現実的ではない、まず、既存の避難所がユニバーサルデザインによってけが人が利用可能である。そのためには、その人たちを含む共助が成り立つ必要がある。すなわち、より要援護者が増えた環境下においても、共助が可能となる環境づくりこそが重要なのである。

2. 要援護者対策におけるユニバーサルデザインの重要性と合理的配慮概念との相互補完性

ここに述べたとおり、発災時にはけがなどにより要援護者数は拡大する。平常時における要援護者に加えて、災害によって発生した新たな要援護者を含む人に対応できる事前の対策が求められるのである。つまり、「より多くの状況の人に対応できる対策」、すなわちユニバーサルデザインによる対応が必要となる。

防災計画にユニバーサルデザインの発想を取り入れることは、次のような利点がある。まず、すでに述べたように、特定の障害をもつ人だけではなく、発災時に発生するけが人など、潜在的な要援護者への対応も可能となる点である。また、ユニバーサルデザインは、プロセスを費す概念でもあり、そのデザインの開発、実装、評価のすべての過程で利用者が参加する、すなわち当事者参加により作成していくものである（Ostroff 2001；Burgstahler 2009）。このようにして作成される防災計画は、その成果物そのものとともに、それを作成するプロセスで構築される相互理解による恩恵も期待できるのである。

一方、すべての要援護者に応じる防災計画を実現するためには、現実的ではない、まず、既存の避難所がユニバーサルデザインによってけが人が利用可能である。すなわち、より要援護者が増えた環境下においても、共助が可能となる環境づくりこそが重要なのである。

災害対策においても、障害のある人が障害のない人々と同様に命が保障され、避難生活を行えるようになることは、当然の権利として認められるべきことであるが、そのためには、ユニバーサルデザインで大多数の安全が確保され、部分的に合理的配慮としての個別対応が行われることで過度な負担なく全員の安全が確保できる状態を目指すことが必要になる。また、これか

すことが理想である。要援護者対策として、ユニバーサルデザインと合理的配慮（個別の対応）といふ2つの視点は相互に補完的であり、両者を組み合わせることが、効率かつ実効性が高い支援対策につながるであろう。そして、合理的配慮として効果的かつ公平な個別対応を整えるには、要援護者本人の参加によるニーズの表明と、そのニーズを承認する住民参加が不可欠なのである。

今回、このような観点からユニバーサルデザイント合理的配慮の組み合わせにより要援護者対策を実現しようとしている事例を探したところ、米国ハワイ州の取り組みが優れていると考えられた。

太平洋においては、米国・ハワイの太平洋警報センター（Pacific Tsunami Warning Center : PTWC）が太平洋全域の地震・津波の監視にあたっており、わが国の津波防災はその国際的な連携の下に対応がとらわれている。ハワイ州は、米国の中でも立地条件の点から、津波防災に最も熱心な取り組みを行っている州であり、わが国の沿岸自治体の防災対策を考えるうえで非常に有効である。

また、ハワイ州のInteragency Action Plantは、障害者団体が計画の策定に参加し、実現に向けた役割を担っている。障害者を含む要援護者の防災対策を考えるうえで、その当事者が参加し、ニーズを表明し、解決策を考えるという取り組みは、ユニバーサルデザイン志向での問題解決であり、より多くの人の安全を守るために対策が実施されることである。

災害時の要援護者対策は社会福祉学の分野においても非常に重要な課題であると考えられるが、社会福祉学分野における検討はきわめて限られている。邦文の研究論文データベースであるCINIに登録されている論文をみると、「災害」もしくは「防災」をキーワードとして検索できる本誌「社会福祉学」における検討は2論文のみである。1つは田中によるシンポジウム報告記録（田中 2007）で、災害時の死者の圧倒的多数が高齢者。

障害者、子どもなど災害時要援護者であること、そしてその死に至る原因是災害そのものの直接死よりも間連死が多くを占めること、すなわち現在の社会構造が災害時要援護者をより脆弱な立場においやっていること、災害時に福祉サービスが停止してしまうことの問題、その背景に防災行政と福祉行政の連携がうまく機能していないことを強く指摘している。また、福祉研究者がこの災害時の課題について取り組むことの必要性も併せて指摘している。もう1つは、浅井による伊勢湾台風時の南郷生活協同組合の設立経過を詳細に調べた歴史研究（浅井 2010）であり、日常的なコミュニケーションのなかで災害時への対応が行われることの必要性にも言及している。本稿はこの両論文の指摘と同様に、すなわち通常福祉サービスの利用者こそ災害時の被害が大きくなる可能性があり、そのための事前の備えが必要であること、その備えを地域社会の日常に根づかせる必要があるものと考え、そのための参考事例として米国ハワイ州の事例を調査したものである。本稿は同州の要援護者対策の基本的な枠組みを記述するとともに、その有効性と応用可能性について検討することを目的とする。

### III. 研究結果

1. ハワイ州の主な災害と必要とされる避難所の認定

ハリケーン、鉄砲水、津波など、水の被害がいちばんの脅威と考えられている（図1）。避難所の数の必要数は、ハワイの人口143万人のうち35%（50万人）が避難する場合を想定しているが、現状では約15万人分の避難所が不足していると推計されている（表1）。

#### 2. Interagency Action Plan 作成の経緯

アメリカ合衆国では、2001年9月11日に起きたアメリカ同時多発テロ事件、2005年のカトリーナ、リタ、ウイルマといったハリケーンの被害により、防災対策の重要性についての認識は大大提高した。なかでも、障害者や健康管理に特別なニーズをもつ人は、ひとたび通常の生活環境、対応方法、支援システムが崩れた場合の脆弱性は高い。また、2001年にハワイ州で行った調査によると障害者の53%は防災についてだれに相談すればよいかを知らず、61%は自宅で被災した場合の避難先についての計画がない、50%は職場での避難先についての計画がないかった。これらはいずれも障害のない人に比べて高い割合であつた。この状況を改善するべく、2005年秋、DCABが、その母体でもある保健省、CDDに声をかけたのが最初で、Action Plan作成のワーキンググループが発足した。発足当時の参加機関は、州政府機関では、DCAB、保健省、CDD、厚生省（State Department of Human Services）、教育省（State Department of Education）、ハワイ州発達障害議会（State Council on Developmental Disabilities）、高齢者課（Executive Office on Aging）の7機関、都市の機関では、ホノルル市Civil Defense Agency、ハワイ郡Civil Defense Agency、カウアイ郡Civil Defense Agency、マウイ郡Civil Defense Agencyの4機関である。また、民間の機関、障害当事者、群の機関が参加し、ともにプランを発展させていくための議論が行われた。このプランは、州全体の計画といふより、なにを目指し、どのように準備するのかというロードマップのようなものである。そのロードマップのなかでは、障害の有無にかかわらず、すべての人に対する備えとして計画を進めていくことされている。

当初より、障害者自身の参加を重視しており、広く意見を募集しつつ、ワーキンググループの検討により最初につくられたのがInteragency Action Plan 2006である。その後、地域の障害関連のグループにも参加を促し、Interagency Action Plan Working Groupが発足した。さらに、Action Plan Working Groupが発足した。州の機関、民間の機関、障害当事者、群の機関が参加し、ともにプランを発展させていくための議論が行われた。このプランは、州全体の計画といふより、なにを目指し、どのように準備するのかというロードマップのようなものである。それは、学校が避難所になつている場合が多いこととも考慮されているためである。

当初より、障害者自身の参加を重視しており、

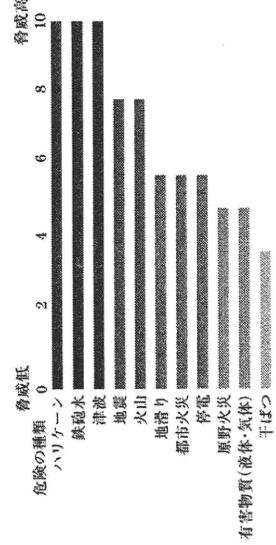


図1 ハワイの災害概要（2006年9月）

表1 ハワイの避難所に関する統計					
郡	人口	避難所合計	収容可能人口	避難人口	避難所不足人口
オアフ	905,266	150	25,797	316,843	58,846
カウアイ	62,640	19	19,766	21,924	2,158
マウイ	139,999	24	36,966	49,000	10,634
ハワイ	167,293	27	32,483	58,553	26,070
旅客	159,000	0	0	55,650	55,650
計	1,434,198	220	348,612	501,969	153,357

注：State Civil Defense提供資料、和訳は筆者による。

2008年11月17～19日に、ハワイ州を訪れ、以下の施設を訪問し、各担当者からの聞き取り調査を行った。

訪問施設は、1) ハワイ州民間防衛局（State of Hawaii - Civil Defense Division, 以下CDI）[訪問日2008年11月17, 18日]：面会した担当者は、副局長（Vice Director）、ハリケン・ランナー（Hurricane Planner）、広報担当者（Public Information Specialist）の3人である。(2) 保健省（Department of Health）内にある障害とコミュニティ・アクセス委員会（Disability and Communication Access Board, 以下DCDAB）[訪問日2008年11月19日]：面会した担当者は、プランナー（Planner）、発達障害局チーム一

の加入と脱退があり、上記に加え、ハワイ自立生活センター、全国視覚障害者連合会など7つの障害の当事者団体が加わっていた。

### 3. Interagency Action Planの概要

このプランでは、障害のあるすべての人の安全を確保するための計画を作成すること、ならびに障害のある人自身が参加することによって、その人たちのニーズが地域全体のプランに反映されることが指されている。このプラン策定のワークグループでは、障害を診断名や属性で把握するのではなく、「高度の医療的なケアが必要な人」など、どのような支援が必要なのかというニーズベースで把握する方針をとっている。このプランには7つのグループが設定されている。

グループ1：ADA（障害をもつアメリカ人法、The Americans with Disabilities Act）に基づき、避難所として使われる予定のすべての施設の入り口やトイレのアクセシビリティを確保する。スロープのつけ方の工夫などにより、最底限、レベル1の障害者（障害があつてもADLが自立している人、レベル1については「4避難所の設置方針」にて説明する）に対応できるようにする。

グループ2：地域の日常生活の場（自宅）が避難に耐えうる状況にする、これによりレベル1の避難所の負担が軽減され、障害のある人も家にとどまることが可能になる、そのためには、保健省が15万ドルを予算化し、個人を支援して防災準備をする活動にあて、2人の退職したナースがそのサービスの支援にあたっている。その他、5万ドルを一般市民への防災に対する啓発費用（テレビ、ラジオ、ビラ等）として使っている。

グループ3：増加の予測されるレベル2の人（介助・介護が必要な人）に十分対応できる避難所の教訓と分布を充実させ、長期的にはすべての避難所がレベル2のケアを提供できることを目指す。発電機、薬用の小さな冷蔵庫、病院のベッド、酸素ボンベ、コミュニケーション支援機器などの避難所への整備に努めている。この整備について、

2007年に着手したばかりで、ごく一部しか準備ができておらず、まだまだ不十分だが、順次進めていくところである。

グループ4：障害者や医療的治療の必要な人たちの日常の生活場所での防災対策を強める。現在は一般および専門家の協働に向けたチャレンジーンを中心に行っており、ゴール2にも関係するが、高齢者施設、発達障害者の施設、孤児院等の各種の福祉機関が自分たちのスタッフを通じて防災力を高めるアプローチをとっている。

グループ5：ヘルスケアの提供機関がもつそれぞれの防災計画を支援するための専門家向け教育を提供する。たとえば、ある高齢者施設が浸水予測地域にある場合には、その施設の避難所を設定し、避難訓練の実施を支援する。避難の目標については、大学の研究者とともに想定する浸水域を設定する研究を行い、この130年間の記録から、安全な場所と浸水の危険がある地域を調べ、住所を入力すると、避難地図かどうかが表示されるシステムを運営しており、それをホームページ上で公開している。

グループ6：障害者や医療的治療上の特別なニーズをもつすべての人が他の人と同等の情報をアクセスしやすいフォーマットで享受することを保障する。聴覚障害者は最も情報提供の難しい人々であると考えており、音声や書記文字からの情報入手が困難な人には絵を多用したメッセージの発信、携帯電話への文字情報の発信などの対応を行っている。この目標の達成には、たとえば、情報の伝達については、テレビの情報に字幕をつける、携帯電話のメールでも受け取れるようにするなど、障害者も同じ情報を受け取れるようにするために契約を行っている。

グループ7：それぞれの郡は、避難所への移動手段をもたない障害や医療的治療上の特別なニーズの人々の搬送についての計画をもつ。郡が避難計画を立てるのは責任はあるが、ただ、避難するかどうかは本人の意思であり、強制することはできない。そのほか、障害者向けの避難訓練は障害者自身の参加による机上訓練および実際の避難訓練を実施している。

### 5. Buddyプログラム

障害者・高齢者の自助を強化する支援として、Buddy（仲間）プログラムがある。近所の人、近所に住む友人や親戚などをBuddyとしてあらかじめ選んでおき、いざというときには支援してもらうシステムである。このプログラムは特に、①日常

### 4. 避難所の整備方針

避難所の整備方針は、ハブ避難所アプローチをとっている。ハブ避難所アプローチとは、すべての避難所が発電機や調理場をもっているわけではなくので、主要地点の避難所を「ハブ避難所」として設定し、そのハブ避難所がカバーする避難所の調理をして配るハブシステムをとるものである。予算が確保できれば、10年かけてすべての避難所に発電機や調理場を準備する予定である。

また、健康上の問題のある人の避難所はレベルを3段階に分けて設定している。

- レベル1：障害があるとしても、ADLが自立している人向けの避難所。一般の人と同じ避難所を使う。
- レベル2：介助が必要な人向けの避難所で、レベル1の避難所に隣接している。これにより、レベル2の避難所には介護者だけが同行し、その他の家族は隣接するレベル1の避難所を利用するため、家族全員でレベル2の避難所に入れる必要もなく家族を分離させることもなく、通常の状態を保つことができる。
- レベル3：急性期医療が必要な人向けの避難所。手術が必要な人、臨月の妊娠など、これららの避難所への避難については、buddyプログラムにより、自助・共助により避難する方法が想定されている。Buddyプログラムとは避難手段をもたない人、ひとり暮らしの人などを使われかねが助けに行く組み合わせをつくっておくプログラムである。

そのほか、障害者向けの避難訓練は障害者自身の参加による机上訓練および実際の避難訓練を実施している。

このプログラムについての発達障害部が作成したスクリプトを学ぶ必要がある。スクリプトを学び、毎年個々の利用者について、buddyプログラムがうまく機能しているか、避難グッズが準備できているのかを確認することになっている。避難グッズについては、赤十字社により約80ドルで販売されているため、個々のニーズにあわせて準備する。また購

避難所の整備方針は、ハブ避難所アプローチをとっている。ハブ避難所アプローチとは、すべての避難所が発電機や調理場をもっているわけではなくので、主要地点の避難所を「ハブ避難所」として設定し、そのハブ避難所がカバーする避難所の調理をして配るハブシステムをとるものである。予算が確保できれば、10年かけてすべての避難所に発電機や調理場を準備する予定である。

また、健康上の問題のある人の避難所はレベルを3段階に分けて設定している。

- レベル1：障害があるとしても、ADLが自立している人向けの避難所。一般の人と同じ避難所を使う。
- レベル2：介助が必要な人向けの避難所で、レベル1の避難所に隣接している。これにより、レベル2の避難所には介護者だけが同行し、その他の家族は隣接するレベル1の避難所を利用するため、家族全員でレベル2の避難所に入れる必要もなく家族を分離させることは現実的に不可能であるためである。
- レベル3：急性期医療が必要な人向けの避難所。手術が必要な人、臨月の妊娠など、これららの避難所への避難については、buddyプログラムとは避難手段をもたない人、ひとり暮らしの人などを使われかねが助けに行く組み合わせをつくっておくプログラムである。

このプログラムについての発達障害部が作成したスクリプトを学ぶ必要がある。スクリプトを学び、毎年個々の利用者について、buddyプログラムがうまく機能しているか、避難グッズが準備できているのかを確認することになっている。避難グッズについては、赤十字社により約80ドルで販売されているため、個々のニーズにあわせて準備する。また購

生活はひとりでできるために単身で生活している障害者、②非常に高齢の親と住んでおり避難の際に家族の支援が期待できない障害者、および③危険度の高い地域（池の近くなど）に住む障害者、を中心に進めている。要援護者1人につき、buddyは少なくとも2人に依頼することになつているが、buddyを探すにあたっては、ケスマネジャーが支援する。利用者本人に候補となる人を尋ね、本人が直ち依頼することが難しければ、ケスマネジャーが説明と依頼をする支援を行う。

6. 知的障害／発達障害児・者のアプローチ  
知的障害／発達障害をもつ人に対して、他の人と同様に自助（self preparedness）を強化することが第1の方針である。これはすべての住民に対して政府がよびかけている方針でもある。ケスマネジャーらが発災時にかけつけて救助するこは現実的に不可能であるためである。

ハワイ州の発達障害部ケスマネジメント＆情報サービス部のケスマネジャーの数は80～100人程度で、約3,000人の障害者へのサービスを提供している。発達障害部ケスマネジメント＆情報サービス部では、すべての新規採用および現職のケスマネジャーへの防災教育を行っている。新規採用のケスマネジャーは2ヵ月以内にオンラインプログラムを受け、災害に関するケスマネジャーの役割について学習することが義務づけられている。ケスマネジャーが学ぶ役割は、National Incident Management Systemにより整理されている。

すべてのケスマネジャーは個々の利用者への援助方法についての発達障害部が作成したスクリプトを学ぶ必要がある。スクリプトを学び、毎年個々の利用者について、buddyプログラムがうまく機能しているか、避難グッズが準備できているのかを確認することになっている。避難グッズについては、赤十字社により約80ドルで販売されているため、個々のニーズにあわせて準備する。また購

入する費用をもたない障害者に対する助成プログラムが用意されている。精神障害者のサービスを展開する事業者と州政府が契約を行う形で、個々の事業者が利用者の防災に関するケースレコードを作製する責任を負っている。また、利用者はケースレコードの作製と共に、州のシステムの登録について、ケースマネジャーからフォームドコンセントを受ける。

精神障害者のサービスについては、個々のサービスを展開する事業者と州政府が契約を行う形で提供されており、個々の事業者が利用者の防災に関するケースレコードを作製する責任を負っている。また、利用者はケースレコードの作製と共に、州のシステムの登録について、ケースマネジャーからフォームドコンセントを受ける。

精神障害者のアプローチには、約14,000人の精神障害者がいるが、そのすべての人がケースマネジャーを必要としているわけではないため、約500人のケースマネジャーが支援を行っている。自助への支援については、発達障害／知的障害者の場合とは同じである。

精神障害者のサービスについては、個々のサービスを展開する事業者と州政府が契約を行う形で、個々の事業者が利用者の防災に関するケースレコードを作製する責任を負っている。また、利用者はケースレコードの作製と共に、州のシステムの登録について、ケースマネジャーからフォームドコンセントを受ける。

精神障害者が利用するクラブハウスでは、災害時には通常の避難所の利用が困難な人のために、利用者の精神障害者も広く受け入れることを表明しており、そのための準備を行っている。

ケースマネジャーにとっては、災害対策という性は、多々ある役割のひとつにすぎないため、重要性を常に意識せざる注意喚起が行われている。

#### IV. 考 察

##### 1. Interagency Action Plan の応用可能性

今回調査したハワイ州のInteragency Action Planは以下の点から有用であり、わが国での応用が期待されると考えられた。

第1に障害者団体を含む多分野の関係機関が防災計画について検討する場がつくれられ、地域全体の防災計画のなかで障害者を含むべきであるとの有効性が評価される。多様なニーズが地盤全体のプランに反映されることによって、脆弱性の高い人々が予想外の被害に遭遇した際にも対応できる可能性も高まるであろう。

第2に挙げられるのは、保健福祉の専門家向けの防災教育が計画にも掲げられており、またそれに基づく実践としても防災についての自助への支援をスクリプト化し、ケースマネジャーが直接支援できる体制を整備している点である。障害者のケアにあたるスタッフにとって、災害は日常の業務と比較して頭の重い事柄になりがちであるが、マニュアル化し、体制として準備することによって漏れのない準備が可能となると考えられる。また、このケースマネジャーによる支援が、「救出しに行く」ための支援ではなく、自助・共助を高めるための事前の支援という点も重要な点である。避難グッズの準備、近隣の人間にbuddyとなつてもらうなどの橋渡し役等、事前の自助・共助への支援は限られる。

表2 Interagency Action Planのユニバーサルデザイン・合理的配慮観点からの整理

	ユニバーサルデザイン	合理的配慮
ゴール1：避難所すべての入り口やトイレのアクセシビリティを確保する	ゴール2：日常生活の場（自宅）が避難所における防災訓練の支援	ゴール4：要援護者の日常生活の場における防災訓練の支援
ゴール3：レベル2のケアが提供できる避難所	ゴール5：ヘルスケアの提供機関における防災訓練の支援	ゴール6：特認なニーズをもつすべの人があげられる
ゴール7：特別なニーズをもつ人々の輸送について計画をもつ	ゴール7：特別なニーズをもつ人々の輸送について計画をもつ	

われている点が挙げられる。自宅にとどまることを可能とするための家の解説、3つのレベルによる避難所の整備、災害時には通常の利用者以外も受け入れれる障害者サービス事業所という複数の対策がとられている。複数の対策があることにより、脆弱性の高い人々が予想外の被害に遭遇した際にも対応できる可能性も高まるであろう。

2. Interagency Action Planにおけるユニバーサルデザインおよび合理的配慮の観点

Interagency Action Planは、その作成過程で、障害のある人自身が参加することによってその人たちのニーズが地盤全体のプランに反映されることが目指されている。

ユニバーサルデザインは、「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障害の有無、年齢にかかわらずどもから高齢者まで、できるだけ多くの人が利用可能であるよう人にデザインすることをいう(Maceら 1991)。そして、「できるだけ多くの人が利用可能であるようになります」するためには、その作成過程に多くの関係者が参加し、そのニーズを反映させるという作成過程自体もユニバーサルデザインの重要な考え方である(Ostroff 2001; Burgstaller 2009)。

障害のある人自身が作成過程に参加しているInteragency Action Planは、このような点からもユニバーサルデザインの発想を体現するものであるといえる。

第3に、複数の形で要援護者の避難所整備が行

われる人を対象としたゴールも設定されていた。そこで、他地域での応用を考える際の資料として、Interagency Action Planのそれぞれのゴールが、すべての人を対象とするユニバーサルデザインによる対応、特定ニーズをもつ人を対象とした「災害における合理的配慮」のどちらの観点により達成される計画となっているのかを分類整理し、表2に示した。

ユニバーサルデザインによる対応としては、すべての施設の物理的アクセスibilityをより多くの人にとって高いものにするというゴール1は結果的に障害の有無にかかわらず、そのメリットを享受できるものであると考えられる。また、ゴール3は介助が必要とする人に対応できる避難所を充実させるということであるが、これも特定の人とのニーズのみに対応するものではなく、すべての人が利用する避難所でケアを受けられるようになるというものであり、たとえば通常は健常な人も災害時に体調を崩したりけがをした場合の対応を強化することにもなっている。この意味で、ユニバーサルデザインを指向しているものであるだらう。ゴール6も、すべての人が自分のニーズに合ったフォーマットで、他と同等の情報を取り扱うことができるようになります。その作成過程に多くの関係者が参加し、そのニーズを反映させるという作成過程自体もユニバーサルデザインの重要な考え方である。

それにより提供されることも考えられるだろう。

ゴール2、ゴール4、ゴール5、ゴール7は、特にニーズが高いと判断される人に優先的に対応しようとする合理的配慮の考え方方に沿ったもので

あるといえるであろう。これらの対策は、限られた資金、人手と時間のなかで対応することでは、ニーズの高い人を優先して対応することをきわめて理にかなった方法であるといえる。

ゴール2に関しては、特別なニーズのある人の日常生活の場を避難に耐えうるようにするというもので、そのためには確保された予算も支援者も限られたものであるため、すべての人を対象とするものではない。ゴーラフも同様に、すべての人の被災計画ではなく、特別なニーズをもつ人のみである。これらの対応は一部の要援護者を対象とするものであるが、この対策により、個々の避難所でのケアの負担が軽減されたり、行政職員や近隣住民に過度な負担を強いいる搬送作業などが軽減されたりする可能性が高くなると考えられる。

ハワイ州のInteragency Action Planは、以上のように整理することができ、ユニバーサルデザインと合理的配慮の2つの視点を取り入れられているものと考へられた。

さきに述べたように、ユニバーサルデザインと合理的配慮による複合的なアプローチが限られた資源の配分という点でも効果的で、効率的かつ実効性の高いシステムができると考えられる。したがって、ユニバーサルデザインと合理的配慮を組み合わせて作成されたハワイ州のInteragency Action Planは効果的な要援護者支援モデルであると考えられ、日本の防災においても、ユニバーサルデザイントと合理的配慮の視点を適用することは、今後、長期的な防災計画を立てつつ、既存資源に対する人の安全な避難を保障する方策を考えるうえで有効であると考えられた。

**3. Interagency Action Planの日本の災害要援護者支援対策への応用**

内閣府の策定したガイドライン（情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有、避難支援計画の具体化、避難所における支援、関係機関等の連携等）は要援護者に対する支援を地域全体の防災対策に加えて、新たに取り上げるべき重要な課題としている。それに対応が行われるが、本稿で紹介したような具体的な支援方法等については市町村が計画をつくる幹組みどもなっている。そのためには十分ある、それらの知見も併せて検討し、わが国での普及に向けた方策を検討することは今後の課題である。

## V. 結論

本稿では、わが国での災害時の要援護者対策に資するうえで、障害者の権利条約にも掲げられている、「ユニバーサルデザイン」と「合理的配慮」の考え方を防災計画にも導入することが有効と考え、その実例として参考となるハワイ州の取り組みを検討した。ハワイ州の取り組みは、Interagency Action Planとして防災計画を策定する段階から当事者団体の参画があり、結果として、ユニバーサルデザインと合理的配慮の双方の好実例を発表する。地域性を超えて共通する部分については共通の教育プログラムを準備するなど、小規模自治体にとっても応用がしやすくなるような普及方法の検討は必要であると考えられる。

最後に、災害という非常日常の緊急時には、なかなか要支援者への「特別な対応」「個別の対応」にまで手を回す余裕がない、という意見もあるかもしれません。しかし、「特別な（個別の）対応」=合理的配慮は、「障害ある人の権利に関する条例（障害者の権利条約）」でも定められているところに、要支援者にとっては権利、救済する側（特に行政）にとつては義務であるという意識づけをもつことが大切である。そして、個々の要援護者にとって必要とされる「特別な（個別の）対応」が、他の地域住民からみて「過剰な保護」、すなわち「不平等」であるとの認識をもたれないためにも、多くの人が防災計画作成過程に参加し、合意を形成する場を確保していくことがより重要であると考えられる。これらのプロセスに医療や福祉の専門家が積極的に関わっていくことを期待したい。

## 4. 今後の課題

本稿はわが国の災害対策ににおいて必要とされる福祉分野からのより積極的な参画に向けた参考事例を紹介した。本稿の執筆にあたり防災や災害時要援護者に対する文脈を網羅できたわけではなく、現在、各地域で行われている取り組みをすべて解説しているわけではない。普及の範囲の限られている報告書や、公刊されていない報

謝辞 本研究の実施にあたり、快く情報を提供してくれたState of Hawaii - Civil Defense Division, Disability and Communication Access Boardの方々に厚く御礼申し上げたい。

## 文 献

- Elaine, et al. eds. *Universal Design Handbook*. The McGraw-Hill Companies Inc. (=2003. 古瀬 敏 訳 「エニバーサルデザイン——新しいパラダイム」 桥本久夫監修 「ユニバーサルデザイナーハンドブック」 丸善.)
- 浅井純二 (2010) 「医療生活協同組合組織化の実的考察——伊勢湾台風被災地の名古屋市南区南部の事例から」 『社会福祉学』 50(4), 16-28.
- Burgstahler, Sheryl (2009) Universal Design : Process, Principles, and Applications. (<http://www.washington.edu/doit/Brochures/PDF/ud.pdf>, 2009.9.24).
- 藤澤敏孝 (2007) 「災害時における情報提供・支援体制と普段からのまちづくり——災害時情報保障委員会の活動から」 『季刊福祉がんば』 115, 49-56.
- 東 優裕監修, DPL日本会議編集 (2007) 「障害者の権利条約でこう変わるQ&A」 解放出版社。
- 伊藤則正 (2008) 「障がい者の声に基づく避難支援体制づくり」 『月刊福祉』 91(2), 32-5.
- Mace, R., Hardie, G., and Plaice, J. (1991) Accessible Environments : Toward Universal Design, Preiser, W.E., Fischer, J.C. and White, E.T. eds. *Design Interventions : Towards a More Human Architecture* Van Nostrand Reinhold 155-76.
- 内閣府 (防災担当) 災害応急対策担当 (2008) 「政府における災害時要援護者支援の取り組みについて」 『月刊福祉』 91(2), 22-5.
- 中村徹也・野仲典典理・梅村幸一郎・ほか (2006) 「災害時要援護者の避難支援の具体化のための手引き」 国土技術政策総合研究所資料292号, 国土技術政策総合研究所。
- Ostroff, Elaine (2001) Universal Design : The New Paradigm, Preisser, Wolfgang, F. E. and Ostroff, Mace R., Hardie, G., and Plaice, J. (1991) Accessible Environments : Toward Universal Design, Preiser, W.E., Fischer, J.C. and White, E.T. eds. *Design Interventions : Towards a More Human Architecture* Van Nostrand Reinhold 155-76.
- 内閣府 (防災担当) 災害応急対策担当 (2008) 「政府における災害時要援護者支援の取り組みについて」 『月刊福祉』 91(2), 22-5.
- 八幡隆司 (2007) 「当事者主体の防災は、日頃のまちづくりから!」 『季刊福祉労働』 115, 40-8.
- 吉川雅子・宮野道雄 (2003) 「災害弱者対策とユニバーサルデザインに対する自活体の取組み」 『生活科学研究史』 2, 153-61.

## Universal Design and Reasonable Accommodation in Disaster

## Preparedness for Persons with Special Needs

—Examination of the Interagency Action Plan in Hawaii—

Chikako YAMAKI, Mieko MOCHIZUKI

The importance of disaster preparedness for persons with special needs is widely acknowledged. Though some leading local governments are struggling to make a list of persons with special health needs or to build support systems among their neighbors, most of them have a rocky road ahead. In order to drive forward the disaster preparedness for persons with special needs, contribution from professionals in medical and welfare fields is expected.

When we think theoretically, applying the concepts of universal design and reasonable accommodation -which is stated in UN Convention on the persons with disabilities- into disaster preparedness plans is the best way to cover all the citizens in the area. Inter Agency Action Plan in Hawaii is a good example because persons with special needs themselves are the member of the committee and contribute to the plan.

Discussion is summarized that this plan is successfully made up with universal design concept and reasonable accommodation, and it is applicable to local disaster preparedness plans in Japan.

**Key Words :** Disaster preparedness for persons with special needs, Universal design, Reasonable accommodation, Interagency action plan, Hawaii

